

## 横浜市営住宅条例施行規則の一部改正に係る意見公募要領

横浜市営住宅条例施行規則の一部改正にあたり、広く市民の皆様から御意見をいただくため、次の要領で意見の公募を行います。

### 1 意見公募期間

令和5年12月11日(月)から令和6年1月10日(水)まで

### 2 意見提出方法

次のいずれかの方法により御提出願います。

#### (1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：[kc-shieijyutaku-ikenkoubo@city.yokohama.jp](mailto:kc-shieijyutaku-ikenkoubo@city.yokohama.jp)

横浜市建築局市営住宅課 意見公募担当あて

※メールの件名は「意見公募（共益費）」と明記してください。

#### (2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 新市庁舎24階

横浜市建築局市営住宅課 意見公募担当あて

#### (3) ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：045-641-2756

横浜市建築局市営住宅課 意見公募担当あて

### 3 資料の入手方法

意見公募にあたり、資料とし「横浜市営住宅条例施行規則の一部改正について」を公表しています。次の横浜市ホームページからダウンロードしていただけるほか、建築局市営住宅課、市役所新市庁舎3階市民情報センター、各区役所広報相談係等にて閲覧・配布を行っています。

[横浜市ホームページ（市営住宅に関する規則等に係る意見公募）]

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/joho/shiei-kisoku/kisoku202312.html>

### 4 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って適切に取り扱います。

### 5 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市建築局市営住宅課

電話番号：045-671-2923

※電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。